

令和3年度小山町育英奨学資金の申請について

小山町では、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、学資を貸与して教育の機会均等を図り有用な人材を育成することを目的として奨学資金制度を設けています。奨学生は、奨学金の貸与を希望する人の中から選考の上決定します。

予約制度を取り入れていますので、早く内定することにより資金計画が立てやすくなっています。

1. 申請の資格

申請の資格は次の各項のすべてに該当する者としてします。

- (1) 保護者が町内に住所を有して（単身赴任等の理由により町外に居住している場合を含む）いること。
- (2) 高等学校、高等専門学校、大学又はこれと同程度の学校（専門学校）に在学若しくは入学を予定していること。
- (3) 品行方正、成績良好、心身健康の者であること。
- (4) 学費の支払いが困難と認められる者であること。

2. 貸与月額

区 分	月 額
高等学校奨学生	12,000円以内
大学及び高等専門学校（専門学校）奨学生	30,000円以内

3. 貸与方法等

- (1) 奨学金は無利息です。
- (2) 奨学金は、預金口座への振込みにより貸与します。預金口座は奨学生名義のものとしてします。
- (3) 奨学金は、原則毎月5日（5日が金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日）に振り込みます。

4. 貸与期間

当該学校における正規の修学年限（高等学校の定時制課程又は通信制課程の場合は4年）を超えての貸与はしません。

5. 連帯保証人

貸与の申請をする際には2人の連帯保証人を立てる必要があります。

- (1) 申請者の保護者…1人
- (2) 原則として町内に住所を有し、独立して生計を営む申請者と別生計の者…1人

6. 返還の義務

返還期間	最長5年間（全額又は一部をまとめて返還可）
返還開始	貸与終了後、1か年後から開始
返還方法	町が郵送する納入通知書に現金を添えて町指定金融機関に納付する。 返還方法は借用証書提出時に選択します。 ① 月賦…毎月返還 ② 年賦…年1回 毎年12月に返還 ③ 半年賦…年2回 毎年6月と12月に返還 全額（一部）繰上げ返還ができます。
その他	・貸与を受けた本人が返還しない場合は、連帯保証人に返還を求めます。 ・正当な理由がなくて返還金の納付を延滞したときは、延滞日数に応じ返還すべき金額に年14.6%（当該納期限の翌日から1ヶ月を経過するまでの期間については年7.3%）の割合を乗じた延滞利息を納めなければなりません。

参 考

修学期間貸与を受けた場合の返還例（最長5年で返還した場合） [単位:円]

区 分	貸与総額	月 賦		半年賦		年 賦	
		回数	返還額	回数	返還額	回数	返還額
高 校	432,000	60	7,200	10	43,200	5	86,400
大 学	1,440,000	60	24,000	10	144,000	5	288,000

7. 予約の申し込み

令和2年12月1日(火)から令和3年1月29日(金)までに、必要書類(9. 提出書類参照)を小山町教育委員会(こども育成課)の窓口へ直接提出してください。

8. 選 考

教育委員会では提出された書類を基に内容を審査のうえ2月末までに予約採用(内定)し、申請者へ通知します。

選考結果や審査内容についての問い合わせには応じかねますので照会は御遠慮ください。

9. 提出書類(提出部数 各1部)

(1) 奨学生予約願書(様式第2号の3)

(2) 奨学生推薦調書(様式第2号)

(3) 同意書(様式第2号の2)

- ・様式第2号、様式第2号の2及び様式第2号の3はこども育成課窓口での受領又は役場ホームページよりダウンロード可能

(4) 成績証明書

- ・在学中の学校で発行

- (5) すでに高校・大学等に在学している者で奨学金を志望する場合は在学証明書
- ・ 在学中の学校で発行
- (6) 世帯全員の住民票の写し
- ・ 役場住民福祉課又は各支所
- (7) 保護者及び連帯保証人の印鑑証明（保証人は町内に住所を有する者）及び納税証明書
- ・ (印鑑証明) 役場住民福祉課又は各支所
 - ・ (納税証明書) 役場税務課又は各支所
- (8) 保護者及び願書に記載した家族のうち、所得のある者全員の所得を証明できるもの
- ・ 事業所発行の源泉徴収票（写）
 - ・ 確定申告書（写）
 - ・ (所得証明) 役場税務課又は各支所
- } 等
- (9) 他の団体及び個人等からの奨学金を借り受けている場合は、その貸与又は給与調書(該当者のみ)